

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（葛飾区決定）

都市計画立石駅南口東地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の[]は、全幅員を示す。

名称		立石駅南口東地区第一種市街地再開発事業					
施行区域面積		約 1.0 ha					
公共施設の配置及び規模	道路	種別	名称	幅員	延長	面積	備考
		幹線街路	補助線街路第141号線	7.5m [15.0m]	約 85 m	—	既設 別に都市計画において定めるとおり。
			補助線街路第274号線	9.0m [18.0m]	約 85 m	—	拡幅整備 別に都市計画において定めるとおり。
		区画道路	特別区道葛 48 号	8.0m [8.0m]	約 125 m	—	拡幅整備
			特別区道区道 397 号	4.0m [4.0m]	約 35 m	—	拡幅整備
			区画道路 1 号	4.0m [4.0m]	約 30 m	—	新設
			区画道路 2 号 (交通広場)	13.0~26.0m [13.0~26.0m]	約 65 m	—	新設
建築物の整備	街区番号	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	主要用途	高さの限度	備考	
	1	約 3,350 m ²	約 53,200 m ² (約 37,900 m ²)	住宅、事務所、 店舗、公益、 駐車場、駐輪場	125 m	高さの限度は建築物の高さとする。ただし、建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さとする。	
	2	約 530 m ²	約 1,500 m ² (約 1,160 m ²)	事務所、店舗、 公益、駐輪場	25 m	高さの限度は建築物の高さとする。ただし、建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さとする。	
建築物の整備 の整備地	街区番号	建築敷地面積	整備計画				
	1	約 5,060 m ²	敷地内に歩道状空地の整備を行い、歩行者の利便性・安全性の向上を図る。 また、オープンスペースを確保し、地域の賑わい空間の創出を図る。				
	2	約 760 m ²					
住宅建設の目標		戸数	面積	備考			
		約 450 戸	約 42,000 m ²	共用部分を含む。			
参考		高度利用地区内、地区計画区域内にあり。					

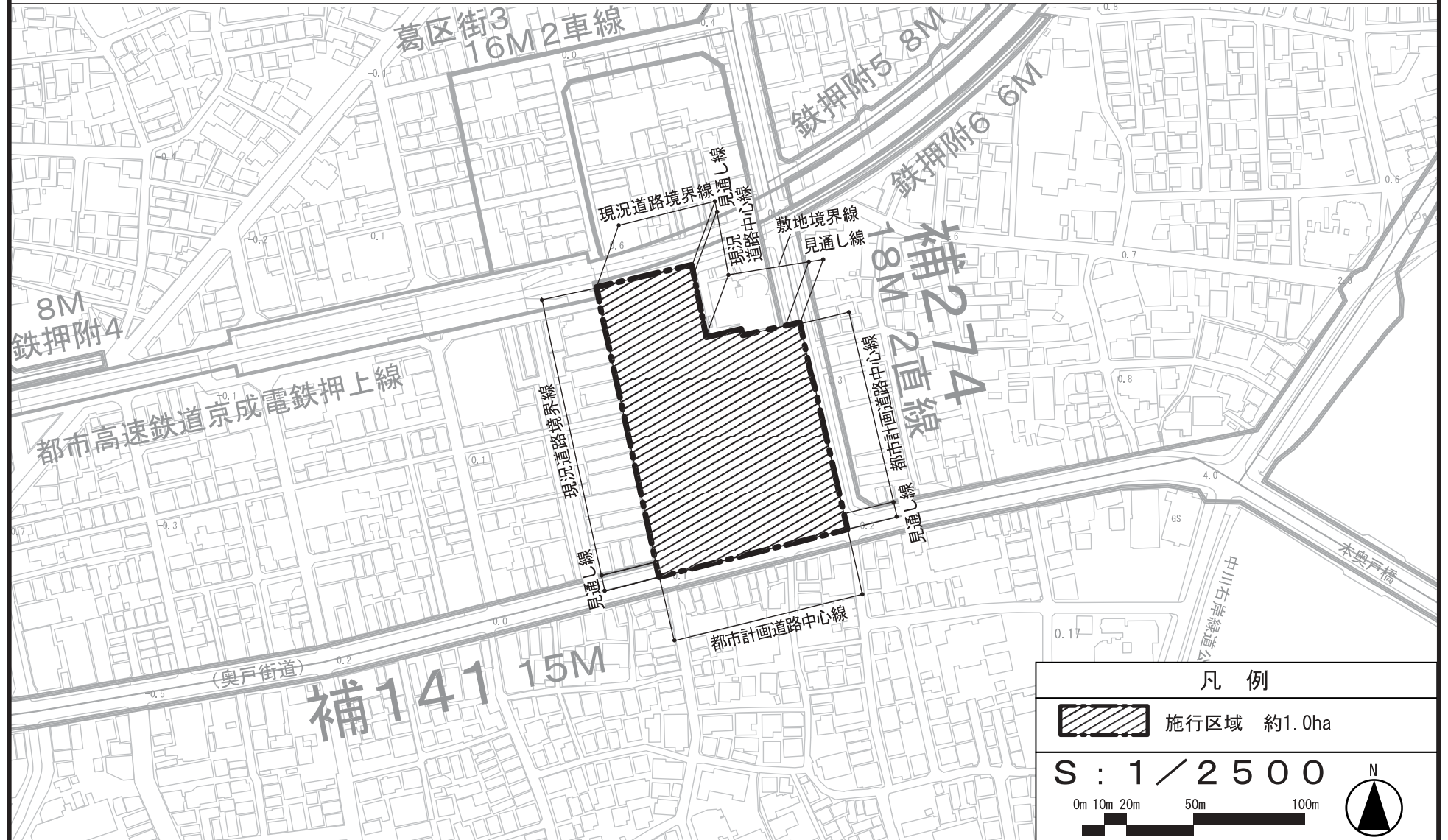
「施行区域、公共施設の配置、街区の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は計画図に示すとおり。」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、広域行政拠点にふさわしい魅力ある駅前環境を形成するため、市街地再開発事業の計画を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業

立石駅南口東地区第一種市街地再開発事業 計画図1 (施行区域図)

[葛飾区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)30都市基交著第120号、(承認番号)30都市基街都第24号、平成30年5月8日 (承認番号)30都市基交都第5号、平成30年5月7日

東京都市計画第一種市街地再開発事業

立石駅南口東地区第一種市街地再開発事業 計画図2 (公共施設の配置図) [葛飾区決定]

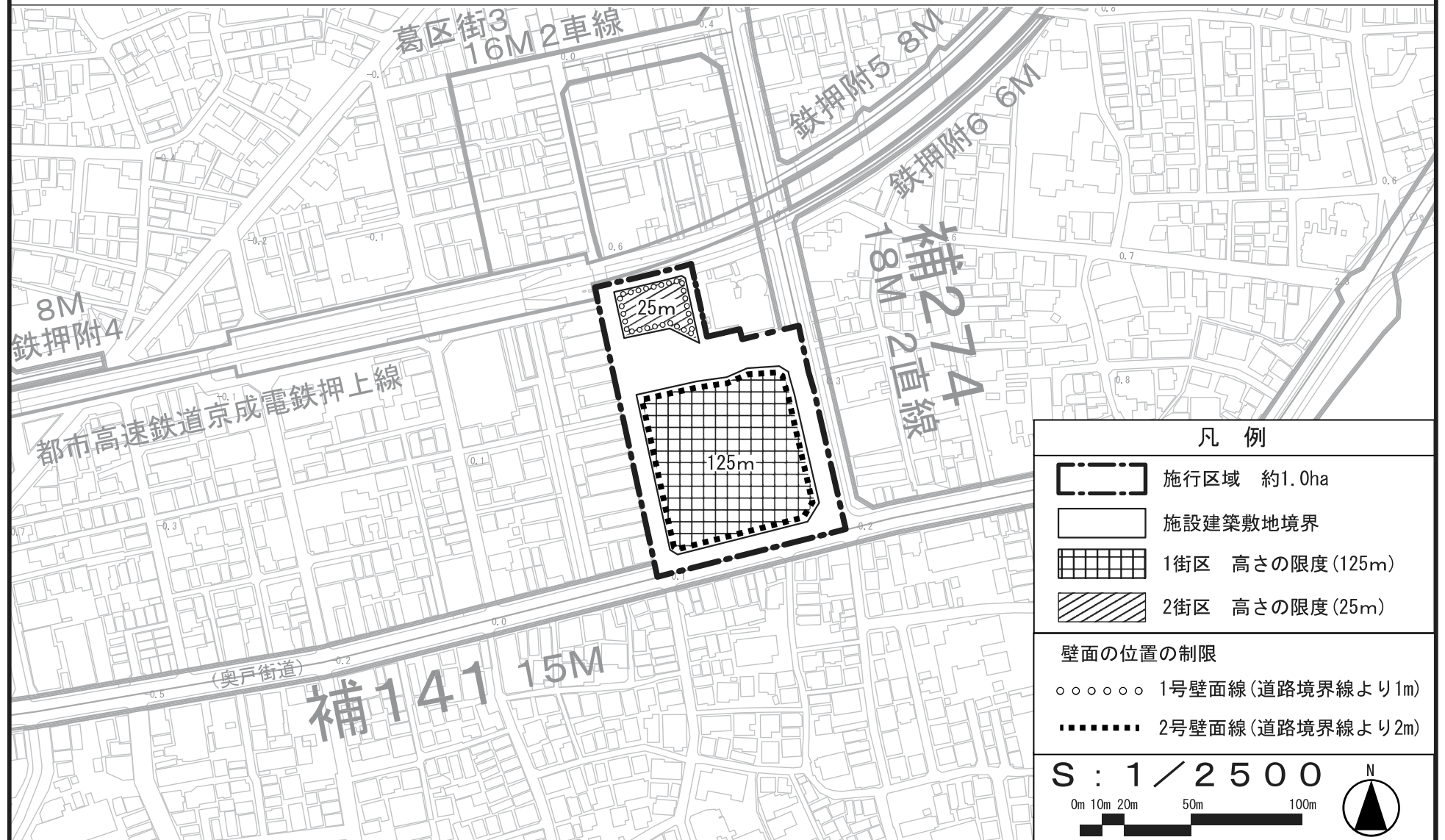
[葛飾区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)30都市基交著第120号、(承認番号)30都市基街都第24号、平成30年5月8日(承認番号)30都市基交都第5号、平成30年5月7日

東京都市計画第一種市街地再開発事業

立石駅南口東地区第一種市街地再開発事業 計画図3 (建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限) [葛飾区決定]



凡 例

	施行区域 約1.0ha
	施設建築敷地境界
	1街区 高さの限度(125m)
	2街区 高さの限度(25m)

壁面の位置の制限

- ○ ○ ○ ○ 1号壁面線 (道路境界線より1m)
- ● ● ● ● 2号壁面線 (道路境界線より2m)

S : 1 / 2500

0m 10m 20m 50m 100m

N

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)30都市基交著第120号、(承認番号)30都市基街都第24号、平成30年5月8日 (承認番号)30都市基交都第5号、平成30年5月7日